新型コロナウイルス感染症対策～生徒に関する対応について～

1　朝の健康観察の徹底

（１）毎朝、体温を必ず測り、発熱、咳などのかぜ症状がないことを、ご確認ください。

（２）発熱等のかぜ症状が見られる場合は、かかりつけの病院等への受診・相談をお願いします。

※受診される場合は、事前に医療機関に連絡をして受診してください。

2　自宅での休養について

受診後も発熱等のかぜ症状が４日以上続く場合は、再度かかりつけの病院、もしくは「帰国者・接触者相談センター（お住まいの管轄保健所）」へお電話で相談ください。その際は、学校への連絡もお願いします。

3　学校での健康観察、早退の対応について

学校でも朝の健康観察を行います。その結果、早退の対応をとらせていただく場合があります。その際は、保護者の方に迎えに来ていただくことになります。

また、翌日症状が改善されない場合は、かかりつけの病院等への受診をお願いします。

4　感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合について

（１）　感染が判明した場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

（２）　感染者の濃厚接触者に特定された場合にも、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

濃厚接触者に特定された場合の出席停止期間の基準は、濃厚接触をした日から起算して２週間となります。

（３）　上記いずれも保健所の指導に従うと共に、学校への連絡もお願いします。

5　日々状況は変化しております。今、私たちができることは、手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底、規則正しい生活、不要不急の外出を減らし密を避けるなどの基本的な感染症対策に努めていくことです。よろしくお願いします。

一般的なことに関する相談（２４時間対応）

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、下記相談窓口で対応しています。

電話番号　０９２－６４３－３２８８　　ファクシミリ番号　０９２－６４３－３６９７

医療機関の受診に関する相談

保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、同センターにすぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（注）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  （注）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
  （症状が４日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

福岡県　新型コロナウイルス感染症ポータルページ